

広報にしかわ

1978

6/25

第212号

□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場

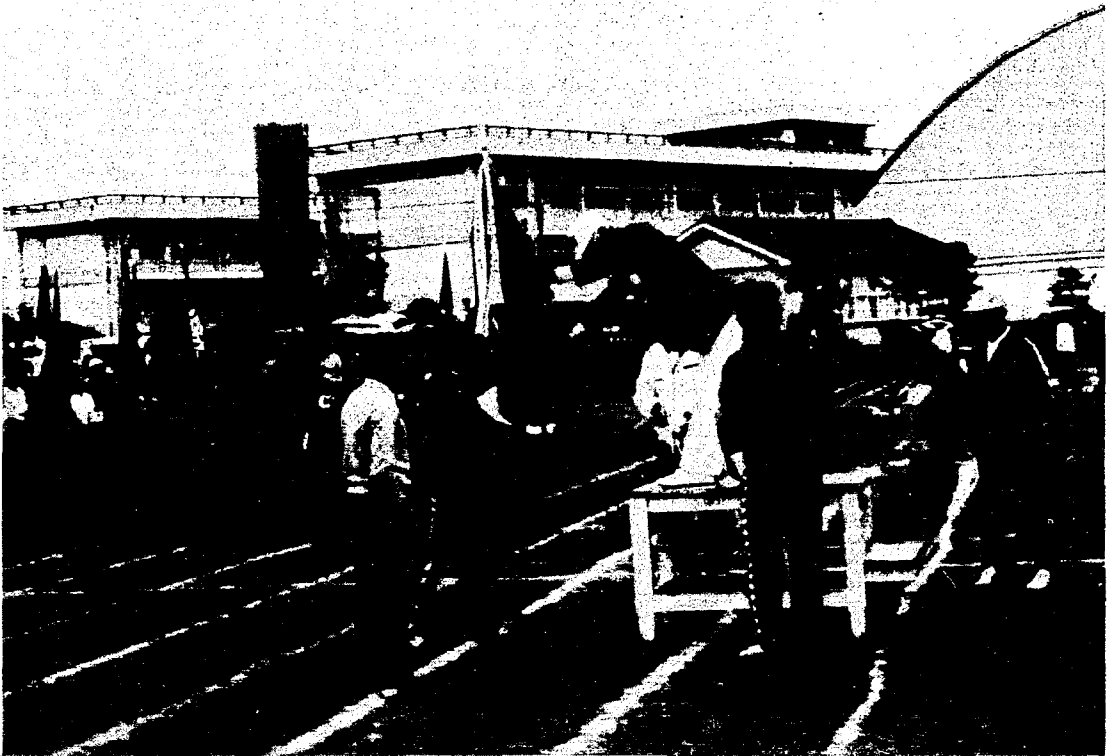
□ 編集 / 総務課

□ 毎月10日・25日発行

第8回町民親善

レクリエーション大会終る!

—みなさん参加ご協力ありがとうございました—



本号のおもな内容

- 2面 国民年金・交通安全
- 3面 税のお知らせ
- 4面 ひろば
- 5面 老人保健学級
- 6面 お知らせ

毎年「親善と体力増進」をテーマに盛大におこなわれているこの大会に、今年は五十チーム参加。堂々の入場行進をスタートに、盛りこまれた数々の競技に、町内部落を代表して出場された選手の方は、各チーム応援席からの歓声を浴びて力走……成績は次のとおりです。

※忘れもの

- ◎老眼メガネ(万年筆型)
- ◎大人用スック
- ◎小人用スック

以上の忘れものについては、公民館で保管してありますので心あたりのある方はおいでください。

総人口 10,955(-3) 男 5,316(+2) 女 5,639(-5) 世帯数 2,425(+5) 5月末日現在()内は前月比

昭和53年度税等納期一覧表

()は期別です

納期	4月	6月	7月	8月	10月	12月	1月	2月
税目	固定資産税(1)	固定資産税(2)	町県民税(1)	町県民税(2)	町県民税(3)	町県民税(4)	町県民税(4)	町県民税(4)
等	軽自動車税	保険税(1)	保険税(2)	保険税(3)	保険税(4)	国民年金(1)	国民年金(2)	国民年金(3)
期別								

六月は町・県民税と国民健康保険税の第一期分の納期です。納税通知書を送付しましたので、納期限までに忘れずに納めて下さい。

●口座振替をされている方へは、納税通知書をお届けしました。納付書は直接金融機関へ送付しましたので、税金はあなたの預貯金口座から納税されます。

▽町・県民税について
町・県民税は、一月一日現在西

**昭和53年度の
町・県民税
国民健康保険税
の納税通知書
をお届けしました。**

**7月10日(月)
交通安全
県宣言記念日**

交通安全家庭の日

家庭で交通事故を起こさない、遭わない誓いをしましょう。

七月十日は、新潟県が交通安全を誓った十六年の記念日です。交通事故は人災であり、必ずや人の力によって防ぐことができるという認識に立って、関係機関、団体の総合的対策推進の結果、昭和四十八年以降減少を続けております。しかし、最近の事故をみますと、運転者、歩行者の基本的なルールを守らないために発生しているケースが多く、これは運転者の気質や安全態度と歩行者の自覚に待つばかりではありません。事故を起したり、被害にあった家庭の悲惨さは言い表せない程です。とりわけ、次のことに注意し、事故を起さない、また、事故の被害に遭わない誓いを家庭でしましょう。

○交通安全を課題に
新聞、テレビ、ラジオのニュースや近所の事故事例をとりあげ、食事時などのだんらんの際に話題にしましょう。

○飲酒運転の防止は妻の力で
家庭、地域ぐるみの活動にもかかわらず飲酒運転による大きな事故が後を断ちません。家族の人が車でかけるときは一言「お酒を飲んだら車を運転しないように」といって送り出しましょう。

○子どもの事故防止はお母さんが主役
子どもの事故は家庭での遊びなどの時間帯にほとんど起きています。幼稚園や学校で指導された正しい交通のルールは、お母さんのしつけにより、子どもの外出時などあらゆる機会を利用して交通のルールを指導しましょう。

○子どもの遊びやお年寄りの外出に関心を
子どもの交通事故は親のちよと目を離したときに起こっています。こともば事故の危険がない安全な場所まで遊ばせましょう。

また、お年寄りが外出するときには、外出先を確かめ具体的な注意をしてやりましょう。



**国民年金の特例納付は
7月1日から**

高齢化社会を迎えて老後における年金の果す役割はますます大きくなっていきます。

国民年金は自営業や自由業、サービス業などに携わっている人とその家族を対象とした年金制度です。老齢年金を受けるには、六十

歳になるまで保険料を決められた期間納めなければなりません。国民年金の保険料は納期限から二年経つと「時効」になり、加入者が保険料を納めたくても納めることができなくなります。

このような未納期間のある人の中には、これから六十歳まで保険料を納めても、未納期間があるため決められた資格期間(加入期間)を満たすことができません。将来、老齢年金を受けられない人(無年金者)が全国に約一〇〇万人いるといわれています。

「これらの無年金者を救済してほしい」との強い世論により、このたび国では保険料が時効にかかった期間を納められる特例措置(いわゆる特例納付)を昭和五十三年七月一日から昭和五十五年六月三十日までの二年間実施することになりました。

この特例納付は昭和四十五年、昭和四十九年に続いて三回目ですが、今回が最後の措置となります。特例納付料は一月につき四、〇〇〇円です。この保険料を納めることのできる人は、明治四十四年四月二日以降に生まれた強制加入者だけとなっています。(ただし、六十五歳以上の人で老齢年金や通算老齢年金を受けることのできる人は除かれます。)

これを機会に、みなさんはいま一度ご自分の納入状態を確認してみてください。

また、国民年金に当然加入しなければならぬ人で加入もれとなっている人も、この特例納付をすることによって年金を受けることになり、加入手続をすぐとられるようおすすめています。

特例納付を希望する人は、納入できる期間が二年間と限られていますから、納入計画をキチンと立て、すみやかに納入するよう心掛けましょう。

毎月二回発行しています。
「広報にしかわ」についての「意見」、「希望」、「感想」等がありましたら「ご連絡ください。」
又、町民のみなさんからの投稿や、話題の提供もおまちしています。

役場総務課 広報係

**住民税
の
1問1答**

◎昨年亡くなった方の昭和五十三年度の住民税
問 わたくしの夫は昨年の十月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対して住民税は課税されるのか。

答 住民税は、毎年一月一日現在で住所のある人に対して、その住所の市町村が課税することになっています。

したがって、昨年中に死亡された方に対しては、昭和五十三年度の住民税は課税されません。

◎年中途中で転出した場合の課税市町村は
問 わたくしは昭和五十三年一月二十日にA町からB町へ転出しました。昭和五十三年度の住民税はどちらに納めるのか。

答 昭和五十三年一月一日現在では、あなたの住所はA町に出たのですから、その後B町に転出したとしても、昭和五十三年度分の住民税はA町に納めていただくこととなります。

◎住民基本台帳を移していない場合の納税先は
問 わたくしは昭和五十二年十一月にA市からB町に転入しましたが、住民票は移さずに現在に至っております。昭和五十三年度の住民税の納税先はA市ですかB町ですか。

答 市町村内に住所がある人とは、原則としてその市町村の住民基本台帳に記録されている人をいうものとされています。しかし、その市町村の住民基本台帳に記録されていない人であっても、実際にその市町村に住んでいる

**納期前納付(前納)
報奨金がつかなくなり
ました。**

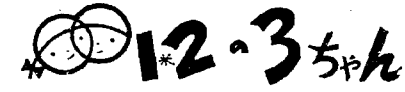
町では、個人の町民税(普通徴収分)と固定資産税を前納された方に「前納報奨金」を交付してきていましたが、この制度の目的を達成したということで、昭和五十三年度から前納報奨金制度を廃止することになりました。

町税の納付につきましては、町民の皆さんから多大なご協力をいただいておりますが、今後とも納期限までに納めてくださるようお願いいたします。

老人保健学級

開催案内

老人の健康に関する正しい知識を身につけ、日常生活の健康保持に資するため、老人医療費受給者を対象に老人保健学級を次のとおり開催いたしますので、多数ご参

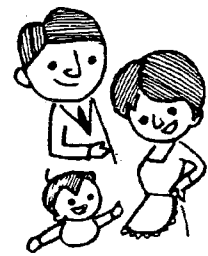


家庭内での大きな笑い声、花火の音やアリ、ハエなどにおびえます。どうしたらよいかお教えください。

子どもは、はじめて経験する異様なものを、自分の能力では支配できないものを、これを危険防止のための大切な安全弁と

なっているのです。ですから経験領域の狭い無力な子どもにとって恐怖心が多いのは当然です。しかし、他の子に比べて、特に恐怖心がいちじるしい場合が問題でその原因には、①おどしのつけ、②家庭における安定感の欠如、③親の不安や恐怖の傾向などが考えられます。

まず、安定感を抱かせる親子関係の確立が第一です。次に、子どもの前では、何事に対しても怖がりを見せてはいけなしいし、冷静な



態度をとらなければなりません。また、子どもの怖がるものに対しては決してこわいものでないことをよく説明してやることも大切です。

総合検診日程表

月日	日場	(午前) 9:30~11:00	(午後) 1:00~3:00
7月13日(木)	貝柄事務所	川西・貝柄 与兵衛野	升岡・堀上 三角野
7月14日(金)	升湯小学校	上組・中作 中村・三ツ屋、下組	新田・大湯 浦村・大関
7月15日(土)	鏡郷小学校	天竺堂・真田・中島 横島・西汰上・下山	
7月17日(月)	福祉会館	6番町・7番町 8番町・9番町、東町	六分・見帯 新川
7月18日(火)	分館	押付・矢島	藤見町・大正通 族屋・松崎
7月19日(水)	分館	1番町・2番町 学校町・水道町	釜・新栄町・川崎
役場 午後 5:30~7:30 (通勤者)			
7月20日(木)	役場	3番町・4番町 5番町・朝日町、千原町	善光寺・桑山・平野 (役場職員)

(受付時間を厳守してください)

◎妊娠中の方はレントゲン撮影を受けないでください。

循環器の精密検診を希望される方は昼間の検診を受けてください。(夜間はありません)

詳しいことは、10日号の広報に掲載します。

- 加ください。
- 一、場所
 - 老人いこいの家「西川荘」
 - 二、映画とお話の内容
 - 老人が健康を保持するための生活の心得について
 - 高齢者に適した体力づくりの仕方
 - 老人のかかり易い病気とその予防



6月30日(金)	6月29日(木)	6月28日(水)	期日
午前 8:30~10:00	午前 8:30~10:00	午前 8:30~10:00	受付
午前 10:00~12:00	午前 10:00~12:00	午前 10:00~12:00	映画とお話
町保健婦 (目黒)	町保健婦 (植野)	町保健婦 (樋口)	講師等
曾根地区	升海地区	鑑郷地区	対象地区

◎映画 ○高齢者の体力づくり
◎趣味のある老後
※当日都合できない方は、他の地区の日時でも受け付けます。

◎病気がかかったときの適切な医療の受け方
◎その他老人の健康に関すること

障害者のつどいに思う



集った盆栽200鉢 堂々!! 西川荘に展示

去る七日、八日と二日間わたり、老人クラブ主催の「盆栽展」が西川荘大広間で開かれました。この展示会は毎年春と秋に会員のみならず、丹精こめて作り上げた貴重な代物を一堂に並べ、参観人の目を楽しませております。

さる六月六日の障害者のつどいに行き本当によかったと思えました。早朝から役場・ボランティアの皆さん、パーマ屋さんなど私

ち障害者のために本当にありがたうございました。私たちにとって大変たのしい一日でした。また、町長さんが私たち一人一人に「じいちゃん・ばあちゃん、元氣なうらやうなつどい」などと優



しい一言をかける姿を見てると私は来て本当によかったなあと思うようになりました。

お風呂に入る人、マッサージをしてもらう人、髪をカットしてもらう人、ツメを切ってもらう人、皆さんが顔に笑を浮かべて喜んでいました。苦しい日々・さびしい日々から開放されたのしそな顔だと私は思いました。またこの日のために皆さん頑張っているようにも感じられました。障害者には、年の差も男女の別もなく皆んな仲間です。和気あいあいと話がつづき、町長さんも皆んなの話やようすを真剣に聞き雑談にもものつてくれました。そんな微笑ましい光景の中でのたのしい一日でした。 —出席者より



7月は4日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えの方はお気軽にお電話ください。

▽毎月第一火曜日
午後五時から五時二十分まで
▽電話 三二一五番

七月の役場事務相談

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においで下さい。

相談員 自宅の電話番号は二五二番です。電話によるご相談も歓迎します。

▼とき 七月四日・十八日午後一時から午後三時まで

▼ところ 西川町役場

▼相談員 石黒喜十郎氏



一心配ごと相談

とき 毎週月曜日午後1時から午後3時まで

ところ 老人いこいの家「西川荘」

※ 心配ごとは、秘密・無料。お気軽においでください。

【7月の相談員】

- 3日 高井熊雄氏 伝川幸松氏
- 10日 高井熊雄氏 坪井巳之三郎氏
- 17日 高井熊雄氏 赤川幸平氏
- 24日 高井熊雄氏 高橋玄恵氏
- 31日 高井熊雄氏 伝川幸松氏

〈ぼくの作品〉



西川中学校3年 渡辺義則くん



〔評〕

一里山の持つ変化、美しさを表現しようとして描いている。その意味では、いかにも日本の風土を愛する心を持った生徒といえよう。なお、彩色は、点描法を試みるなど表現に対する積極的な姿勢が見られる。

指導 高橋克介先生

一危険物取扱者試験一

次のとおり、危険物取扱者試験が実施されます。

◇試験日 7月26日 (木)

◇試験の種類

- 甲種危険物取扱者試験
- 乙種危険物取扱者試験 (第四類)
- 丙種危険物取扱者試験

◇願書受付

7月3日までに消防本部へ

※ その他詳しいことは、消防本部 (電話2349番) へお問い合わせ下さい。

一体験航海を実施一

今年の海上自衛隊の自衛艦による体験航海が、7月19日に新潟港で実施されます。

体験航海の申し込みなど詳しいことは役場総務課又は自衛隊新潟地方連絡部新潟募集事務所 (電話 (新潟) 29-0320 29-3232) へお問い合わせください。

建築物等確認申請 請手数料の改正
建築物等確認申請請手数料が、七月一日より次表のとおり改正されます。建築基準法に基づいて、正しい届出をお願いします。
床面積の合計 手数料の額
三十平方メートル以内のもの 千五百円
三十平方メートルを超え、百平方

お知らせ

ねんきん

6月中に...

○60歳になる人 (大正7年6月2日~大正7年7月1日生まれ) は、保険料を納め終わりました。

老齢年金は、原則として65歳から請求することになりますが60歳以上で希望すれば年齢を繰り上げて請求することができます。この場合、年金額が希望する年齢によって次の表のとおり減額されます。

●減額率

希望する年齢	減額率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳 ♪ 62歳 ♪	0.35
62歳 ♪ 63歳 ♪	0.28
63歳 ♪ 64歳 ♪	0.20
64歳 ♪ 65歳 ♪	0.11

○70歳になる人 (明治41年6月2日~明治41年7月1日生まれ) は、老齢福祉年金を請求しましょう。ただし、5年年金をもたらしている人は請求できません。

◎6月の衛生行事◎

月日	種目	対象	場所	時間	備考
6月27日 (木)	百日ぜき ジフテリア 破傷風 三種混合予防接種	①S50年1月1日~ S51年6月30日生 まれ ②前回来未了者	分館	升浴 1:30~2:00 接種 2:00~2:30 接種 2:30~3:00	夜場から分館に会場 変更母子手帳持参
30日 (日)	妊婦学級	全妊婦	分館	午前9:00 ~午後4:00	母子手帳と産のごは んと材料費1,000円 をお持ちください

メートル以内のもの.....三千円
百平方メートルを超え、二百平方
メートル以内のもの.....六千円
二百平方メートルを超え、五百平
方メートル以内のもの.....九千円
五百平方メートルを超え、二千平
方メートル以内のもの.....二万二千円
二千平方メートルを超え、一万平
方メートル以内のもの.....九万
一万平方メートルを超え、五万平
方メートル以内のもの.....十五万
五万平方メートルを超えるもの.....三十万円
なお、同時に建築士法も改正と
なり、建築士法第五条第三項に規
定する免許手数料は二千元から一
万円になります。
詳しくは役場建設課へおたずね
ください。電三一内線五四)

町民のうごき



氏名 菅野 保雄 部 長
小野塚敬之 瑞 男 見 帯
内山 竜 三 内 西 沐 上
真田 政行 信 一 槇 島
加藤有美子 繁 貝 柄



氏名 田原 新一 部 長
本間 健治 六 分
平原 弘 子
水澤 忠 男 水 澤 喜 逸 下 山
入山 洋 子
大島 幸 松 大 島 盛 一 升 岡
金山 真 喜 子
小出 信 吾 小 出 信 吾 新 栄 町
野口 恵 子
山岸 未 由 山 岸 未 由 戸 3
酒井 幸 子
八木 沢 一 子 八 木 沢 昭 一 戸 1



氏名 渡邊 トク 年 齢 死 亡 日 世 帯 主 部 長
本間 健 治 77 % 昭 司 中 村
米山 フミ 77 % 本 人 六 分
渡邊 皆 吉 87 % 晴 雄 戸 1
小林 キミ 88 % 本 人 真 田 三 番 町